

令和5年度 大阪狭山市立狭山中学校 部活動に係る活動方針

令和5年4月1日

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当する等、過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週2日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 1日の活動時間は、平日では最長2時間程度、学校の休業日は最長3時間程度とし、できるだけ短時間で合理的かつ効率的な活動を行う。
- (4) 学校の休業日に練習試合等で3時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、いかなる理由があっても体罰は決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自尊感情を傷つけたり自発性を損なったりすることの無いよう考慮して指導に当たる。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (3) 生徒の心身の健康管理（熱中症の防止、スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

5. その他

- (1) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (2) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、生徒・教員にとって過度な負担とならないようにする。